

市からの
お知らせ

※詳細は市ホームページをご覧ください。

■「法定相続情報証明制度」

市民課
(内線3065・3066)

5月29日から全国の登記所(法務局)で、各種相続手続に利用できる「法定相続情報証明制度」が開始しました。
この制度は、登記所(法務局)に対し、亡くなった人の戸除籍謄本の束と、相続関係を表した一覧図(法定相続情報一覧図)を提出していただき、登記官が内容を確認し誤りがなければ一覧図の写しに認証文を付して、証明書を無料で交付する制度です。
詳しくは、法務局のホームページでご覧ください。

■水道の用途確認

水道部営業課
☎(877) 8460・8476

水道料金の単価等は、水道の使用目的(用途)によって異なります。
家事用 主に家庭用として水道を使用する場合
営業用 営業または営業に付随する用に水道を使用する場合(会社・店舗・工場等)
臨時用 工事等(解体含む)、

■うらそえオープン保育2017夏の開催

保育課(内線3622)

保育士養成校の学生および保育士資格を有する人を対象に、浦添市内の公立保育所・法人保育園の見学、保育体験会を開催します。
日時 8月14日(月)～8月25日(金) ※土日を除く。
午前10時～午後4時
問い合わせ先 各保育所(園)

■患者等搬送事業の紹介および認定事業者一覧

消防本部 救急救助係
☎(875) 0105

浦添市消防本部では、今年2月から患者等搬送事業の認定基準および指導基準を定め、市内対象事業者の認定や指導を行っています。認定事業者一覧は、市ホームページをご覧ください。
また、新規事業を予定されている事業者は、消防本部まで問い合わせください。

■国民健康保険の給付に関する各種証の切替え

国民健康保険課 給付係
(内線3714)

現在、お持ちの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」「特定疾病

興行、売店等短期間臨時に水道を使用する場合
連合用 1個のメータにより家事用2世帯以上で使用する場合(店舗等は含まない)
基準を満たす場合は、申請により「家事用」に比べ、料金が安くなります。
※用途は、検針時に配布する「検針のお知らせ」に記載されています。住宅の改築、増築等を行う場合は確認をお願いします。

■浦添市陸上競技場に冷水機2台を設置しました

社会体育課(内線6161)

浦添市通水55周年を記念して、浦添市水道部より一般社団法人浦添市スポーツ協会へ冷水機2台の寄贈がありました。寄贈された冷水機は、陸上競技場のメインスタンド下に設置されています。

冷水機設置場所
(メインスタンド両側)

療養受療証」の有効期限は平成29年7月31日までとなっていますので、更新の手続きが必要です。
申請に必要なもの ①対象者の国民健康保険証②申請者の印鑑③申請者の本人確認書類(運転免許証等)④世帯主直筆の委任状(世帯外の人が申請する場合)⑤過去12か月の入院数が90日を超えるときはその領収書(標準負担額減額認定証のみ)⑥特定疾病療養受療証を新規で申請する場合は医師の意見書(8月末までに更新手続が出来ない場合、新規での申請となります)
※世帯主の障害者手帳や介護保険証(要介護3以上)をお持ちの場合は委任状や意見書は不要です。
※国保税に滞納があると更新できません。8月以降に手続きに来的場合は、国保税の納付済み領収書もしくは引き落としが確認できる通帳も持参ください。

■浦添市重度心身障害者(児)医療費助成

福祉給付課(内線3564)

対象 市内に住所がある人(ただし他市町村から市内施設に入所している人は除く)、もしくは、本市から他市町村の施設に入所している人で健康保険に加入している人のうち、次のいずれかに該当する人。

■児童扶養手当・特別児童扶養手当の更新手続き

児童家庭課(内線3613)

児童扶養手当および特別児童扶養手当の受給資格者は、資格確認のため「現況届」が必要です。届出がない場合は、8月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず届出を行ってください。また、児童扶養手当の受給者は「母子・父子家庭等医療費助成」の現況届も同時に行います。
受付期間 8月1日(火)～31日(木) ※特別児童扶養手当の現況届は、8月14日(月)から受付します。
受付場所 市役所9階講堂
受付時間 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時
受付日が指定されていますが、都合がつかない人は期限内(土日祝を除く)に届出を行ってください。混雑が予想されますので、できるだけ指定日にお越しください。
平成29年度の所得申告が済みでない人は、現況届を提出前に所得申告および確認が必要です。受付日が指定されていますが、平日に都合がつかない人を対象に休日受付を次のとおり行います。
受付期間 8月20日(日) 午前9時～午前11時、午後1時～午後4時

■自立支援教育訓練給付金事業に今年度から受給対象者が拡大されました

児童家庭課(内線3612)

ひとり親家庭のお母さん。お父さんの就職やキャリアアップのための支援を行っています。指定された教育訓練講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給します。
対象 ①市内在住の母子家庭の母又は父子家庭の父②児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある人
対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座等
支給額 対象講座の受講料の60%に相当する金額(上限20万円、下限1万2千円)または、雇用保険法による一般教育訓練給付金の支給額との差額※受講開始前に講座指定等の手続きが必要です。

■こどもの入院医療費助成は「中学校修了前まで」対象です。

児童家庭課 児童係
(内線3614)

浦添市こども医療費助成事業の入院医療費助成は、0歳から中学校修了前まで対象です。入院時の領収書をお持ちの人で申請が済みでない人

場所 社会福祉センター 3階 中研修室
定員 20人
申込締切 9月15日(金) 午後5時
対象 ①講座21回のうち、8割以上出席が可能な人②講座修了後は、手話サークルで活動し、基礎編(平成30年度開催)に参加できる人③浦添市内の人優先
受講料 テキスト代3240円・ボランティア保険代350円
申し込み・問い合わせ先 社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会 ☎(877) 8226

■中学校卒業程度認定試験実施

学校教育課(内線6511)

就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験は、病気などやむを得ない事由によって、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子女等について、中学校卒業程度学力があるかを認定するため国が行う試験です。合格者には高等学校の入学資格が与えられます。
受験案内配布期間 7月10日(月)～9月8日(金)
願書受付期間 8月21日(月)～9月8日(金)
出願方法 受験案内に添付している封筒を使用し、文部科学省宛てに書留で郵送。(9月8日(金)の消印有効)

は、児童家庭課窓口で申請を行ってください。
手続きに必要なもの
①こどもの健康保険証②印鑑(認印可)③入院時の領収書④保護者の普通預金通帳⑤受給資格者証(交付を受けている人のみ)
領収書の申請期限 診療した月の翌月から起算して1年以内です。1年を経過した領収書は助成対象外となりますのでご注意ください。なお、領収書は診療した月の翌月以降に申請可能です。
学校安全・災害共済給付金の該当となる場合 学校の管理下におけるこどもの負傷等に対して、独立行政法人スポーツ振興センター法による給付(学校安全・災害共済給付金)に該当する場合はこども医療費の助成対象外です。

■こども医療費の貸付制度

児童家庭課 児童係
(内線3614)

医療機関窓口での支払いが困難な人に対して支払金を貸し付ける制度があります。利用するには、貸付資格の認定を受ける必要があります。
対象外となる医療費 保険外診療、入院時食事療養費、選定療養費等は病院窓口で支払う必要があります。
開始月 平成28年10月受診分から。

試験日 10月26日(木)
場所 沖縄県庁13階第3会議室
試験科目 国語・社会・数学・理科・英語
受験資格 ①就学義務猶予免除者である人または就学義務猶予免除者であった人で、平成30年3月31日までに満15歳以上になる人。②保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、平成30年3月31日までに満15歳に達する人でその年度終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれる事についてやむを得ない事由があると文部科学省が認めた人。③平成30年3月31日までに満16歳以上になる人。④および④に掲げる人を除く。④日本国籍を有しない人で、平成30年3月31日までに満15歳以上になる人。

■平成29年「緑の募金」の報告とお礼

美らまち推進課(内線4063)

平成29年「緑の募金運動」は市民の皆さんのご理解ご協力のもとに実施され、141万1000円の募金が集まりました。本当にありがとうございました。
市民の皆様から寄せられたこの募金は、公益社団法人沖縄県緑化推進委員会を取りまとめ、緑化の推進、さらに緑化の国際協力等の事業を推進するために活用されます。